

防災センター・総合操作盤・非常電話早見表

○：適用

△：令第12条第1項又は条例第39条第1項に基づくスプリンクラー設備、令第13条第1項又は条例第40条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式を除く。))又は粉末消火設備(移動式を除く。)が設置されている場合適用

□：消防長又は消防署長が、火災予防上必要があると認めて指定するもの

●：令第24条第2項及び3項の規程により放送設備を設置する物件に限り適用

▲：条例第43条の2第1項の規程により放送設備を設置する物件に限り適用
(条例第43条の2第1項：(10)項の車両停車場で地階に乗降場が有る場合放送設備の設置が必要)

注1：規模が達した場合打ち合わせにより適用する
注2：5F以上かつ20,000㎡以上に該当

総合操作盤に関する既存防火対象物の取り扱いについて
(平成16年5月31日付け消防予第93号)
(尚、平成9年3月21日付け消防予第50号は本通知により廃止)

省令40号適用共同住宅における総合操作盤の設置について

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」のみで、住棟受信機等に表示を並列するだけで監視・制御が行える場合は、令第32条を適用し総合操作盤を設置しないことができる。
(平成18年11月30日付け消防予第500号問47)

・通常用いられる消防用設備等が設置されている場合も同様に令第32条の規定を適用してよい。
(平成20年 3月25日19予第1580号 東京消防庁)

※1

6項ロ	6項ハ
有料老人ホーム	
要介護状態にあるものが入居	左記の者を除く入居
盲ろうあ児施設・肢体不自由施設	
通所施設を除く	通所施設に限る
障害者支援施設	
障害の程度が重い者の入所	左記の者を除く入居
老人福祉法	
第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
障害者自立支援法	
第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)	第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

消防用設備等の種類		1,000㎡以上		地階5,000㎡以上		11F以上かつ10,000㎡以上			5F以上かつ20,000㎡以上			15F以上かつ30,000㎡以上			50,000㎡以上			
		防災センター	総合操作盤	総合操作盤		防災センター	総合操作盤		全階非常電話	防災センター	総合操作盤		全階非常電話	防災センター	総合操作盤		全階非常電話	
		(イ)又は(ハ)	(ニ)	(ロ)	(二)	(イ)又は(ハ)	(ロ)	(二)	(ホ)	(イ)又は(ハ)	(ロ)	(二)	(ホ)	(イ)又は(ハ)	(ニ)	(ホ)	(イ)又は(ハ)	(ニ)
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場																
	ロ	公会堂、集会場																
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブの類																
	ロ	遊技場、ダンスホール																
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗																
(3)	イ	待合、料理店の類																
	ロ	飲食店																
(4)	イ	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場																
	ロ	旅館、ホテル、宿泊所の類																
(5)	イ	寄宿舍、下宿、共同住宅																
	ロ	病院、診療所、助産所																
(6)	イ	老人短期入所施設、特別養護・養護老人ホーム、有料老人ホーム																
	ロ	介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設																
	※1	肢体不自由施設、重症心身障害児施設、障害者支援施設																
	※1	老人福祉法又は障害者自立支援法に規定する施設																
	※1	老人サービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター																
	※1	老人介護支援センター、有料老人ホーム、更正施設、助産施設																
	※1	保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設																
	※1	肢体不自由施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設																
	※1	児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設																
	※1	地域活動支援センター、福祉ホーム																
(7)	イ	幼稚園又は特別支援学校																
	ロ	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校																
(8)	イ	大学、専修学校、各種学校の類																
	ロ	図書館、博物館、美術館の類																
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場の類																
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																
(10)	イ	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場																
	ロ	神社、寺院、教会の類																
(11)	イ	工場、作業場																
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ																
(12)	イ	自動車車庫、駐車場																
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫																
(13)	イ	倉庫																
	ロ	前各項に該当しない事業場(事務所、銀行、裁判所等)																
(14)	イ	特定用途を含む複合用途防火対象物																
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物																
(15)	イ	地下街																
	ロ	準地下街																
(16)	イ	重要文化財、重要民俗資料、史跡																
	ロ	重要美術品等の建造物																
(17)		注1																

法根拠：(イ)：火災予防条例 第55条の2の2 … (東京)
(ロ)：火災予防施行規程 第6条の3の2 … (東京)
(ハ)：予第183号(平成21年5月20日) … (東京)
(予第778号(平成9年7月31日)は上記により廃止)

(ニ)：消防庁告示 第7号～第8号(平成16年6月1日) … (全国通知)
(告示第1号～第3号(平成9年3月31日)は上記により廃止)
(ホ)：火災予防条例 第43条の2 … (東京)